

一般財団法人筑後川コミュニティ財団事務局組織規程

(目的)

第1条 この規程は、一般財団法人筑後川コミュニティ財団（以下、当法人という。）の定款第53条第5項の規程に基づき、当法人の事務局の組織について必要な事項を定め、事務局の健全な運営を図ることを目的とする。

(事務局の組織)

第2条 当法人の事務局に、次の3部を置く。

- (1) 総務部
- (2) 事業部
- (3) 業務部

2 部に、課を置くことができる。

3 課の名称及び分掌事務は、別表に定めるとおりとする。

(職制)

第3条 事務局に事務局長、部長、部長代理、課長、課長代理及び主事を置く。

(事務局長)

第4条 事務局長は、事務局の事務を統括する。

2 事務局長の任免は理事会が行う。

3 事務局に、事務局次長を置くことができる。

4 事務局長に事故あるとき又は事務局長が欠けたときは、事務局次長がその職務を代行する。

(部長等)

第5条 部長は、部の最高管理者として、それぞれの部の所掌事務を処理する。

2 部長代理は、部長を補佐し、部の所掌事務を整理し、部長に事故あるとき又は部長が欠けたときは、その職務を代行する。

3 課長は、部長の命を受けて、それぞれの課の所掌事務を処理する。

4 課長代理は、課長を補佐し、課の所掌事務を整理し、課長に事故あるとき又は課長が欠けたときは、その職務を代行する。

5 主事は、上司の命を受けて、それぞれの所掌事務を整理する。

(参事等の職制)

第6条 事務局に必要ながあると認めるときは、第3条に規程する職制以外に参事、調査役、非常勤の嘱託、臨時雇用職員その他職員を置くことができる。

2 職員の任免は、理事長が行う。

3 事務局職員の職務は、理事長の承認を経て、事務局長が指定する。

(改廃)

第7条 この規程の改廃は、理事会の決議を経て行う。

(補則)

第8条 この規程に定めるもののほか、事務局の組織に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

附 則

この規程は、令和元年9月1日から施行する。